中小企業事業主の皆さまへ

別添3

「時間外労働等改善助成金」のご案内

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！

「時間外労働等改善助成金」（※令和２年４月１日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規（※）で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更　等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新　等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が１人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和２年２月１７日～５月３１日 （計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。）	
支給額	補助率：１／２ １企業当たりの上限額：100万円	補助率：３／４ ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、４／５を助成 上限額：50万円

お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

テレワーク相談センター
https://www.tw-sodan.jp/
電話：０１２０－９１－６４７９
所在地：東京都千代田区神田駿河台１－８－11
東京ＹＷＣＡ会館３階

職場意識改善特例コース

最寄りの
都道府県労働局雇用環境・均等部
又は雇用環境・均等室

ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

（注）令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和２年２月１７日～５月３１日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が１人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか１つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	**テレワーク用通信機器（※）の導入・運用** （例）・ｗｅｂ会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料　など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	□	**就業規則・労使協定等の作成・変更** （例）テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	**労務管理担当者に対する研修**
		□	**労働者に対する研修、周知・啓発**
		□	**外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング**

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	**対象経費の合計額　×　１／２** （100万円が上限）

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和２年２月１７日～５月３１日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか１つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	**就業規則等の作成・変更**	□	**外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング**
□	**労務管理担当者・労働者に対する研修**	□	**人材確保に向けた取り組み**
□	**労務管理用機器の導入・更新**	□	**労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新**（パソコン等の購入費用は対象となりません）

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	**対象経費の合計額　×　３／４**（５０万円が上限） ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、４／５を助成

※同一の措置内容については、２つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲

ＡまたはＢの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
その他の業種	３億円以下	300人以下

ご利用の流れ

1. 「**交付申請書**」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切は5月29日（金））

2. **交付決定**
これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、２月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

3. 取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に**支給申請**（締切は７月１５日（水））
※令和元年度に交付決定を行ったものは、３月25日（水）までに支給申請

(R2.3)